

第1章 計画策定の趣旨

経緯

本計画は「三重県ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざす基本的な計画（計画期間：2019～2022年）
 ・現行計画が平成30年度で終了するため、第4次推進計画を策定（最終案ではバリアフリー、UDの20年の情勢変化等も追記予定）

計画策定の趣旨

次のような本県をとりまく状況に対応するため策定し、多様な取組を計画的に実施するもの。
 ・障がい者、高齢者等何らかの配慮を必要とする人の増加
 ・障がい者差別の解消に向けた取組の推進
 ・ダイバーシティ社会実現に向けた県の推進方針を策定
 ・訪日外国人観光客や在留外国人の増加
 ・三重とこわか国体、とこわか大会の開催 など

第2章 これまでの取組の検証

	I 成果	II 課題	III これからの取組の視点
意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> 学校出前講座、UDアドバイザーの養成、各種啓発活動、研修等を実施 H29「ヘルプマーク」導入 「三重おもいやり駐車場」利用証取得者数は、58,000人超 「UDの意味を知っている県民の割合」は71.2%まで増加 	<ul style="list-style-type: none"> UDに関心がない人は、約61% 《原因》ユニバーサルデザインを自分自身の問題ととらえていない。UDの意味はわかっても行動につながっていない。 	<p>「障害者差別解消法」（H28.4月施行） 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重づくり条例」（H30.10月施行） ↓ 2021年三重とこわか国体、みえとこわか大会の開催 ↓ ・県民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に働きかける取組、UDのまちづくりのさらなる推進を図る取組が必要</p>
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間（幅が広く段差が少ない歩道、バリアフリー対応型信号機）の整備 交通システム（鉄道駅の段差解消等、ノンステップバスの導入など）のバリアフリー化の推進 快適に利用できる公園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 施設が使いやすくないと感じている人は、約37% 《原因》施設に求める水準が上がっている。県有施設や身近な施設がUDとなっていない。 	<p>「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」（H29.12月策定） ↓ だれもが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会をめざして</p>
製品・情報・サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> UD製品の情報発信 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」「UDイベントマニュアル」の作成 	<ul style="list-style-type: none"> チラシ等の情報提供が配慮されていないと感じる人が約50% 《原因》ソフト面の満足度が、ハード面に比べると低い。サービスを提供する側に、UDの意識が浸透していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な主体の社会参加の推進（障がい者が農林水産分野で多様な担い手として活躍できる環境づくり） 子どもや妊産婦、子育て中の人への配慮や支援 観光地におけるバリアフリーの推進 外国人観光客や在留外国人への配慮などにも注視して取り組む必要

これまでの「成果」と「課題」およびこれからの「取組の視点」をふまえ、県民の皆さんがUDを我がごと（自分自身の問題）ととらえて「おもいやりのある行動」につながるよう取組が必要

第3章 第4次推進計画の取組

めざす姿

おもいやりの絆でつながる三重

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、おもいやりの行動でつながる三重づくり～

重点項目

◆おもいやりの行動へのきっかけづくり

・ヘルプマークの普及を通して

◆県有施設や公共的施設におけるUDに配慮された整備の推進

・県有施設において、UDに配慮した整備をさらに進めるための指針作成等を通して

施策体系1 UDの意識づくり

- 「ヘルプマーク」の普及啓発（新）、「おもいやり駐車場利用証制度」の取組
- 「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- とこわか国体・とこわか大会の参加者への必要な配慮や支援の推進（新）
- 子育て中の人および家族を地域全体で支援していくための取組
- すべての人々の社会参加の促進（・障がい者スポーツの充実・情報支援や介助を行うボランティアの養成・農福連携の促進（新）・多文化共生の社会づくり等） など
- ダイバーシティ社会の実現に向けた気運の醸成（新）

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- 県有施設のUDに配慮した整備のための指針作成（新）
- 駅舎のバリアフリー化（エレベーター、内方線、多機能トイレの設置等）の支援
- とこわか国体・とこわか大会における開会式・閉会式の会場整備、選手や来場者の宿泊場所、移動手段について、安全性、快適性や機能性の確保（新） など

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

- とこわか国体・とこわか大会をはじめ大規模イベントにおけるUDに配慮した企画、会場設営、運営
- 県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「UDイベントマニュアル」の多様な主体への展開
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の普及啓発（拡充）
- 職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮の実施
- バリアフリー観光に関する情報提供や観光施設等への啓発
- すべての人に配慮した災害時の対応 など

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制

三重県UDのまちづくり推進協議会および庁内会議等での検討

II・III さまざまな主体の役割と連携

県民の皆さん一人一人、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者の役割

IV 計画の進捗管理

毎年度確認して公表

V 計画の見直し

社会情勢の変化等をふまえ、取組内容等を適宜見直し

※今後のスケジュール：平成30年10月9日 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）
 10月 パブリックコメントの実施（～平成30年11月）
 11月 県UDのまちづくり推進協議会（最終案の審議）
 12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
 平成31年 2月 議案提案
 3月末 次期計画の策定